

令和 8 年 7 月 1 日

指名停止措置について

上市町建設工事等指名停止要領に基づき、次のとおり指名停止措置を行った。

1 指名停止対象業者

【商 号】前田建設工業株式会社

【所在地】東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

2 指名停止理由

熊本県八代市が令和元年 9 月に発注した工事の入札をめぐり、前田建設工業株式会社に有利な評価基準を採用することなどを市に働きかけた見返りに現金を受け取ったとして、あっせん収賄の疑いで同市市議が逮捕された。このことにより、同社使用人が同市市議に贈賄行為を行ったことが明らかになった。

なお、贈賄行為の公訴時効（3 年）の期間が経過しており、同社使用人の逮捕等を行われていない。

有資格業者である同社使用人が、公共機関等の職員に対する贈賄行為（公訴時効成立）を行った事実が明らかになったことは、上市町建設工事等指名停止要領第 3 条別表第 2（13）に該当する。

3 指名停止期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで（2 カ月）